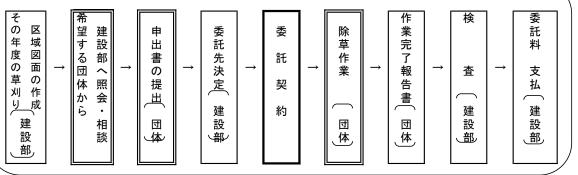
草刈り作業の自治会等への委託制度

県では、県民の皆様とパートナーシップを組みながら、行政サービスの向上を図っていきたいと考えております。

自治会等の地域の団体が、自分たちの住むまちの、県の管理する道路、河川を自ら美しく大切にしていただくために、県が自治会等に「草刈り」を委託する制度が、平成17年度に設けられました。

令和7年度において、鹿角地域振興局建設部で管理している国道・県道は全線(防護柵等がある区間に限ります)、河川においては鹿角管内の県管理河川全区域を草刈り対象区域としますので、「草刈り委託制度」をご希望される団体は、令和7年5月21日までに、別添様式「草刈り作業実施申出書」を鹿角地域振興局建設部の下記担当にご提出下さい。

委託制度の流れ

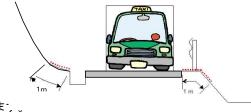


- ※1 草刈りを実施できる区域は、鹿角地域振興局建設部にお尋ねください。<u>実施面積は1,000㎡以上です。</u> 鹿角管内の国道・県道は全線(防護柵等がある区間に限ります)が原則として対象になります。 ご不明な点がありましたら、担当に問い合わせをお願いします。
- ※2 お申込いただける団体は、自治会、婦人会等の地域住民団体、ボランティア団体、水利組合、 森林組合及びこれに準ずる団体です。 なお、同一区間に複数の団体が重なった場合、又は、応募多数の場合は別途協議いたします。
- ※3 作業にあたっては、必ず団体保険(傷害・賠償)に加入していただきます。保険料は、委託料の中に含まれています。
- ※4 道路上の草刈り作業については、必ず交通整理要員を配置してください。
- ※5 委託料を例示しますと次のとおりです。 **道路除草の対象範囲**

《参 考》(R7年度)

	道路	河川
1000㎡の	85. 950円	51. 250円
場合(最低面積)	00, 900	J1, ZJU[]
面積増	200㎡毎に	200㎡毎に
	10,400円加算	5,000円加算

※処分費等が必要な場合は、別途協議いたしま、。



河川除草の対象範囲

土による堤防の場合

